ミシシッピ川上流域の排水農業の変遷からみた自然保護運動 ――1951年ミネソタ湿地救済基金の設立背景――

伊澤 正興*

はじめに

ミシシッピ川上流域の広大な湿地帯は、フロンティアの消滅宣言以降、新たな開墾地となり最盛期をむかえた。湿地を耕作地へと転換した原動力は排水用に改良された水路であった¹⁾。なかでも広大な水源地帯を抱えるミネソタは湿地の宝庫であり、排水農業によって多くの湿地が耕作地へ転換された。だが、過剰な排水によって土壌が流出しはじめると、洪水や土壌風化、野生生物の死滅といった環境問題が発生した。本稿では、ミネソタ湿地救済基金を事例に、湿地の開墾から再生へといたる経緯を検討し、自然保護の特質を実証的に明らかにしていく。

近年、ミシシッピ川上流域を対象とする農業 史は、環境史の視点から「排水農業の衰退」を 検討し、「自然保護の台頭」の背景を明らかに しようとしてきた。第一人者であるスカルピノ

*伊澤 正興(Masaoki IZAWA):近畿大学経済学部 准教授。『アメリカ水運史の展開と環境保全の成立―「運 河の時代」からニューディール期の連邦治水法まで一 日本経済評論社,2015年、「20世紀初頭ミシシッピ・デル タの排水堤防事業と湿地開墾―パーシー家文書の分析を 中心に一」『アメリカ経済史研究』第16号,2017年。

¹19世紀初頭の湿地はSwamplandsやOverflowed Lands と表記されていた。20世紀末になると, 土地の浸水状況, 土壌, 気象条件, 植生に応じてMarsh, Bog, Swamp, Potholesなど様々な名称で表記されるようになった。本稿では内務省魚類野生生物局報告で使われるWetlandsを湿地と記述し,統一表記する。Ralph W. Turner Jr., Wetlands of the United States, Current Status and Recent Trends, Department of the Interior Fish and Wildlife Service, Washington D. C., GPO, 1984, p.1.

は、人口増加や排水農業が様々な環境問題を引 き起こした結果, 自然保護が導入された経緯を 検証した。中西部大都市では,人口過密化にと もない水質, 大気, 衛生環境の改善および郊外 の原生自然の重要性が認識され, 郊外でも排水 によって希少化した原生自然の価値が高まった。 ここでスカルピノが注目するのは、もろもろの 環境問題にともない、アイザック・ウォルトン 連盟 (Izaak Walton League, 1922年に釣り 愛好家によって設立された自然保護団体)の自 然保護運動が早くも1920年代に中西部に根付い た点である²⁾。中西部全域を分析したプリンス が指摘するように,「自然保護の台頭」は自然 災害だけでなく、ニューディール農政や農業市 場にも左右されていた点を看過してはならない。 プリンスによれば,「排水農業の衰退」の要因 は農業調整法の価格維持および所得補償にとも なう農地転換の結果であった3。

一連の先行研究は,「排水農業の衰退」と

²⁾P. V. Scarpino, Great River, An Environmental History of the Upper Mississippi, 1890-1950, University of Missouri Press, 1985. また、トンプソンは、スカルピノの分析を20世紀初頭ミシシッピ川中流およびイリノイ川を事例に実証的に「排水農業の衰退」と「自然保護の台頭」を検討している。John Tompson, Wetlands Drainage, River Modification, and Sectoral Conflict in the Lower Illinois Valley, 1890-1930, Southern Illinois University Press, 2002, pp. xi-xvii. ³⁾Prince, H., Wetlands of the American Midwest, A Historical Geography of Changing Attitudes, University of Chicago Press, 1997, pp. 291-295.

「自然保護の台頭」の関係を重視しているが、本稿では両者の関係をさらに掘り下げて考察していく⁴。実際、ミネソタでは1950年代の排水農業低迷期と1960年代の排水農業発展期のどちらの時期であっても、自然保護運動は独自に展開した。したがって、「自然保護の台頭」を「排水農業の衰退」にのみ帰する先行研究は、その成立背景をいまだ解明したとはいえない。

自然保護運動の成立過程と関連して、その思想的特徴について、近年ではナショナリズムとの結びつきが指摘されている。国立公園の設立運動に象徴されるように、圧倒的な自然の景観美はヨーロッパに対する文化的コンプレックスを払拭するうえで、自然保護の国民的合意を形成しやすくした⁵⁰。こうした観点からしても、「排水農業の衰退」の経緯は、自然災害や農業政策の変更だけでは十分説明できないと思われる。

次に、ミネソタにおける自然保護運動に見られた救済思想の意義についてである。アメリカ環境史を語るうえで、自然の保存と保全の二元論的特質は20世紀初頭のヘッチヘッチダム論争以降、研究史において長らく定着している®。この論争は、国立公園内のダム建設認可をめぐり、自然を資源として維持しながら人間の利益になるように開発を促す保全派に対して、保存派は自然の利用ないし立ち入りを否定した。このため、原生自然を資源として認識する人々に

対し、ありのままの自然を保存するよう説得するのは容易なことではなかった。これに対して、ミネソタでは、保全でも保存でもなく、自然救済を提唱することで、戦後台頭した中間層の合意を得ることに成功した。それが、ミネソタ湿地救済基金であった。

本稿では、ミネソタ州公文書館に所蔵されているドラー文書(Richard J. Dorer Papers)を分析し、湿地救済基金の設立経緯を把握していく。ドラー文書には書簡、新聞記事、議事録、議会資料が収録されている。これらの史資料からは湿地救済基金の経緯だけでなく、彼らが直面した諸問題を把握することができる。以下ではまず、ミシシッピ川上流域における排水農業の発展と再編を概観し、次に、ドラー文書の分析を通じて、ミネソタ湿地救済基金の設立背景と問題点を考察する。最後に、以上の分析から得られた知見の範囲で、環境主義の時代における自然保護運動の特徴を示していきたい。

1 湿地開墾ブームと終焉

(1) フロンティア消滅後の排水農業

湿地での耕作は、河川水の侵入を防ぐために 堤防を建設し、さらに排水路を開削して地中お よび地表に溜まった水を抜き、土地を整備しな ければならなかった。中小零細農民にとって、 毎年の水路の浚渫や土塁の維持管理、洪水時の 防波対策などの費用は過重な負担となっていた。 また、伝染病の流行、輸送網の欠如もまた移住 の障害となっていた。湿地での農業は、水害と 疫病の撲滅を目的に成立した連邦湿地法(1849 ~1850年)のもと、各州に配分された土地の売 却金を堤防や排水路の建設費に投じることで推 奨できるはずであった⁷⁾。しかし、湿地の売却 価格は低迷し、十分な排水施設を整備するには いたらなかった。

プレイチェル・カーソンの『沈黙の春』やマーク・ライスナーの『砂漠のキャデラック』はたしかに、人間中心の資源開発に対して反省を促すものであるが、このことは、必ずしも自然保護運動の台頭に結実するとはかぎらない。

⁵⁾田中俊徳、「国立公園と国家のアイデンティティーイエローストーン国立公園誕生を事例に一」『パブリックヒストリー』、2009年。

^{6 1907}年ヨセミテ公園内のヘッチヘッチダム建設支持派のピンショーと原生林保存派のミューアの間で繰り広げられた論争である。なお、1913年のダム建設開始ととともにダム建設論争は、人間中心の保全派と自然中心の保存派へと分離していった。上岡克己『アメリカの国立公園一自然保護運動と公園政策一』築地書店、2002年。

⁷⁾ Congressional Globe, 31th Cong., 1st Sess., Vol.2, 1849-1850, pp. 1191-1192, 1826-1827, 1848-1850.

州	成立年	州	成立年	州	成立年
ミシガン	1857	アイダホ	1903	オクラホマ	1921
オハイオ	1859	テキサス	1904	ヴァージニア	1924
オレゴン	1868	ノースダコタ	1905	ジョージア	1926
アイオワ	1873	サウスカロライナ	1911	フロリダ	1927
イリノイ	1878	ケンタッキー	1912	アリゾナ	1928
カンザス	1879	ネバダ	1913	ミズーリ	1929
ネブラスカ	1881	ニューメキシコ	1917	モンタナ	1929
カリフォルニア	1885	ユタ	1917	サウスダコタ	1929
ミネソタ	1887	ワイオミング	1920	ミシシッピ	1930
インディアナ	1889	アーカンソー	1921	ノースカロライナ	1930
ウィスコンシン	1891	コロラド	1921	テネシー	1932
ワシントン	1895	ルイジアナ	1921		

表1 排水法の成立年(35州)

W. L. Austin, Drainage of Agricultural Lands, Fifteenth Census of United States, Washigton D. C. GPO, 1932, pp.359-422.

新たなフロンティアとして湿地に関心が集ま るようになったのは、19世紀末から20世紀初頭 に入ってからであった。その背景には、第1に 水路の掘削技術の発展が挙げられる。従来の排 水路開削方法は、基本的に人力を中心としてい た。ミネソタ州排水委員会によれば、かつては 「排水掘削労働者の精力と信頼、苦役と忍耐に 頼っていた…中略…州管轄の水路の開削工事で は、何マイルにもわたる湿地から土砂が取り除 かれた。その作業は、くま手、シャベル、手押 し車でおこなわれた8)。」これに対して, 20世紀 初頭に導入された蒸気式掘削機(Steam Shovel) と可動式の浚渫機 (Floating Dredge) は、わずか1か月で4万立法ヤードの土を除去 して排水路を開削していったの。大型重機の出 現によって湿地での排水農業は飛躍的に進展し たが、莫大な土木工費が障害となった。

第2に, 莫大な土木工費を捻出するため, 州 ごとに排水法が制定された点があげられる。表 1に示した排水法の成立年を見ると、ミシガン州(1857年)、オハイオ州(1859年)、オレゴン州(1868年)において排水法は早期に成立しているものの、全体としてみると1870年代から1890年代にかけて 9 州、1903年から1932年にかけて23州において成立している。ミシシッピ川上流域では、アイオワ州(1873年)、イリノイ州(1878年)、ミネソタ州(1887年)、インディアナ州(1889年)、ウィスコンシン州(1891年)と、いずれも19世紀末に成立している。

排水法の呼称や規定は州ごとに異なるが、(1)特別区の設立要件、(2)課税評価および債券発行、(3)住民福祉の改善の3点については、ほぼ共通している。申請者は特別区の設立に際して、排水路開削に要する費用と便益を明記した事業計画書を郡執行委員に提示し、審査をまつ。その後、書類に不備がなければ、事業計画は公表され、地権者の過半数の合意をもって排水区として認可された。また、排水路から得られる便益に応じて、排水委員は土地の価格に基づき税額を決定した。これは排水路の隣接地と遠方地で便益が異なるためである。さらに、土地税とともに、州議会の承認が得られれば、排

⁸⁾Report of the Board of Drainage Commissioners of Minnesota to the Governor of Minnesota, 1901, p. 11 ⁹⁾Report of the State Drainage Commission of Minnesota, 1910, p. 10.

水改良債発行の権限も認められた100。

第3に、熱帯医学の発展にともない湿地での 排水農業が公共的観点から認識されたことにあ る。マラリアの病原体を媒介する蚊の生息地と なる湿地を開墾することは、伝染病予防となり、 ひいては公衆衛生、公共の福祉に資すると考え られるようになった。実際, ミシシッピ川上流 域のミネソタ, ウィスコンシン, アイオワ, イ リノイ, ミズーリでは, 湿地の排水が進むにつ れて、マラリアの死亡率は低下した110。こうし た観点からミネソタ州法では,「たとえ個人の 意思に反して私的な権利を制約したとしても, 湿地開墾は公衆衛生にとって不可欠である。湿 地を排水することは、マラリアの脅威から人々 の健康と生命を保護すること」と記された120。 同様の法的根拠は, イリノイ州の農地排水法の 条文にも明記されている。「土地は耕作にとっ て価値あるものとなり、国土は農業に大きく依 存する。公共の福祉の要請に従えば, 適切な排 水システムは必要不可欠である。州の排水法の 主たる目的は地表水を処理することによって, 農業および公衆衛生上の土地開発をなしうるも のである¹³⁾。|

第4に、農業統計上の整備が挙げられる。 1860年センサスは、湿地を「もっとも生産的な 農地の一部」と定義づけ¹⁴⁾、その後、1870年セ

10) J. O. Wright, Swamp and Overflowed Lands in the United States, Ownership and Reclamation, Circular 76, U. S. Department of Agriculture, 1907, pp. 16-23.

11) Erwin H. Ackerknecht, Malaria in the Upper Mississippi Valley, 1760-1900, Baltimore 1945. 1870年から1890年にかけて、10万人あたりの死者は29.7人から10.9人へ低下した。Roger A. Winsor, Environmental Imagery of the Wet Prairie of East Central Illinois, 1820-1920, Journal Historical Geography, Vol. 13, 1987, p. 389.

12) Ben Palmer, Swamp Land Drainage with Special Reference to Minnesota, Bulletin of the University of Minnesota, 1915, p. 34.

¹³⁾F. B. Leonard, Engineering and Legal Aspects of Land Drainage in Illinois, Urbana, Illinois State Geological Survey, 1929, p. 283. ンサスでは湿地は牧草地、休閑地、耕作地とともに「改良地」に含まれ集計された。1880年センサスでも湿地は浸水地、不毛な土地、沼地とともに「農場における土地」(Land in Farm)に含めて集計された¹⁵。一般に排水と開墾が結びつくのは20世紀に入ってからであった。

排水路や地下水管によって湿地が開墾され始 めると、センサスにおいて排水農業が登場し、 統計上定義された。1920年農業センサスにおい て排水農業は「農場での排水 (Drainage on Farm)」と統計上表記され、「排水とは、土壌 と収穫の状態を改善するため, 地下水管, 排水 管,下水管,排水用の堀溝等によって余分な水 を排出するプロセス」と規定された。さらに、 排水農業の定義は,「耕作に適した排水」と 「排水事業体 (Drainage Enterprise)」の2つ に分類された。前者は個人の農業生産者によっ て着手された排水農業を指した。後者は排水路 建設を目的に創設された排水区および500ェー カー以上の個人農園主や土地会社によって着手 された排水農業と定められた160。このように、 排水農業の実態が統計的に把握されるようになっ たのは、20世紀に入ってからであった。

(2) 鉄道資本主導の湿地開墾ブーム

ミシシッピ川上流域の湿地開墾ブームは、19世紀末の排水法の成立以降、20世紀初頭に最盛期をむかえた。排水農業の推移を示した表 2 をみると、ミネソタ州では長らく湿地は開墾されてこなかったが、1890年代に46万ェーカーと増えはじめ、1900年代に324万ェーカー、1910年代には601万ェーカーと最盛期をむかえた。

その背景には、巨大鉄道資本の台頭があった。

¹⁰¹⁸⁶⁰年センサスでは、「地下排水の生産量は正当に評価されておらず…中略…わが国でもっとも生産的な土地であることは疑いようがないが、見向きもされていない」と指摘している。J. C. G. Kennedy, *Preliminary Report on the Eighth Census*, Washington: GPO, 1962, p. 90.

¹⁵⁾ Francis A. Walker, A Compendium, The Ninth Census, Washington, GPO, 1872, p. 689, Report on the Productions of Agriculture, Tenth Census, 1883, p. xi.

¹⁶⁾Abstract of the Fourteenth Census of the United States, 1920, Washington, 1923, p. 901.

	1870~79年	1880~89年	1890~99年	1900~09年	1910~19年
イリノイ州	8,710	1,033,690	790,389	1,499,318	1,115,181
インディアナ州	1,058,651	2,502,891	1,663,232	2,341,469	1,926,008
アイオワ州	22,540	13,844	8,204	2,181,164	3,291,280
ミネソタ州		38,699	468,662	3,243,488	6,014,317
ウィスコンシン州		13,231	5,458	406,903	736,975
ミシシッピ川上流域合計	1,089,901	3,602,355	2,935,945	9,672,342	13,083,761
	1920~29年	1930~39年	1940~49年	1950~59年	合計
イリノイ州	585,394	161,910	238,919	227,957	4,447,288
インディアナ州	658,505			197,004	9,492,251
アイオワ州	614,617			75,368	5,517,032
ミネソタ州	809,517			370,380	9,765,166
ウィスコンシン州	131,802	8,700	42,986	55,549	1,162,567
ミシシッピ川上流域合計	2,799,835	170,610	281,905	926,258	30,384,304

表 2 ミシシッピ川上流域の排水農業の推移(エーカー)

W. L. Austin, Drainage of Agricultural Lands, Fifteenth Census, 1932, pp.37-40, R. Hurley, Drainage of Agricultural Lands, U. S. Census, Vol. IV, 1959, pp.28-29.

ミネソタ州では1861年から1881年にかけて217 万エーカーの湿地が公有地として鉄道会社に配 分された。とくに、ノーザン・パシフィック鉄 道およびグレート・ノーザン鉄道は湿地への路 線拡張と排水路開削に着手した。そして、投資 銀行家モルガンとともに、2つの巨大鉄道資本 を支配下においたのが、大鉄道資本家ヒル (James H. Hill) であった。

ヒルは、雨季に線路や鉄道施設が降雨によって浸水するのを防ぐため、分散していた排水路を統合し、その周辺に位置する鉄道沿線地を大口の土地会社へ販売した。このため、ヒルのグレート・ノーザン鉄道は、当初、私費で排水路を建設していた。1886年7月、ミネソタ州北部クロックストンで開催された排水会議をきっかけに、鉄道会社は地方行政と連携しながら公共的観点から排水事業を計画した「「)。

クロックストン会議において、ヒルは南ミネ

 $^{(17)}$ ヒルの指揮のもと、グレート・ノーザン鉄道が初めて排水路を建設したのは1879年である。排水路の規模は、キッソン、ポーク、ノーマン、クレイの 4 郡にまたがり幅 $4\sim6$ フィート、深さ $2\sim4$ フィート、全長45マイルであった。Report of the Board of Drainage Commissioners of the State of Minnesota, 1901, pp. 6-7.

ソタ地方の 5 郡(マーシャル、ポーク、ノーマン、クレイ、ウィルケン)と協同調査を実施し排水計画を立案した。1893年には州の排水委員会が立ち上げられ、グレート・ノーザン鉄道のミラー(N. D. Miller)、同社技師のスティーブンス、ヒルのビジネスパートナーであるヴァレンティン(Ezra G. Valentine)が州知事によって委員会の執行役員に任命された。ミネソタ州の排水路建設は、鉄道資本主導であったといってよい 18 。

その成功事例は1903年の排水会議において、 土木技師ラルフ(George A. Ralph)によって報告され、地方新聞にも掲載された。ラルフは「排水路開削以前、これらの土地はまったくの無価値であり、せいぜい野生水鳥の生息地であったが、今日では牧草地や草原や耕作地となり、1ェーカーあたり16ドルから20ドルで取り引きされている」と報告した190。排水後の湿地の価格は、通常の農地よりも高い農業生産性を

 $^{^{18)}}Report$ of the Board of Drainage Commissioners, p. 8-9.

¹⁹⁾ George A. Ralph, Engineer's Report on State Drainage Work in Minnesota, Crookston, Minnesota, Daily Times, 1904, p. 67.

誇ることを理由に継続的に上昇した。この時期の農業書には、すでに排水農業が灌漑よりも豊かな土壌を提供すると指摘されていた。1909年にはアメリカ地質調査所(U. S. Geological Survey)とミネソタ州排水委員会の共同調査が行われ、南ミネソタ地方の排水計画は新たに6郡を加え11郡に拡大された。排水委員会の報告によれば、州管理水路(State Ditch)を敷設した地価は1ェーカーあたり2ドルの排水費用に対して、15ドルから20ドルに上昇した20。

排水事業の成功により、ミネソタの広大な湿地に関心が集まると、鉄道会社は未改良の湿地を積極的に土地開発会社に売却し、湿地開墾の主導権は次第に鉄道資本から移住者へと移っていった。では、どのようにして鉄道会社保有の湿地は移住者へと売却されたのか。この点はカリーたちの共同研究から一端をうかがい知ることができる。

ヒル所有の湿地14,000エーカーはペイン投資会社に売却された後、投資会社は農場会社を設立し、運河、排水路、道路建設に着手した。農場会社はミシガンに移住促進の支店を開設し、オランダ系移民の入植を勧めた。第一次世界大戦後、ヨーロッパからの移民流入にともない、ペイン投資会社は教会、学校、病院、商店、墓地、レストランを誘致し、出身地域ごとに入植地を建設した。その結果、人口は80世帯から1,000世帯へと飛躍的に拡大し、農作物の増産にともなう鉄道路線拡張で、1エーカー20ドルほどであった地価は273ドルまで上昇し、評判を聞きつけた同郷者に販売された²¹⁰。

また、ノーザン・パシフィック鉄道は湿地への移民入植事業にも関与した。鉄道会社の移民部は、ロンドン、オランダ、スカンジナビア半

島出身の移住希望者を募り、特別優待の格安運賃で入植地に招いた。湿地の宣伝広告や紹介誌では、肥沃な土壌、気象条件、インフラ整備、輸送手段の利便性などが喧伝された²²⁾。実際、鉄道会社は湿地開墾を新たな収益獲得の好機ととらえていたため、鉄道資本間で移住者獲得競争が繰り広げられた。たとえば、ノーザン・パシフィック鉄道がミシシッピ川上流域への入植斡旋に乗り出すと、イリノイ・セントラル鉄道も下流域のミシシッピ・デルタへの入植斡旋に乗り出し、移住者に優位な条件を提示した²³⁾。

(3) 排水農業の再編―土壌保全事業の登場―

排水農業は、1910年から1919年にかけて最盛期をむかえたが、1927年のミシシッピ川大洪水以降に低迷し始めた。大洪水は、1,680万ェーカーにおよぶ浸水被害、20万件以上の建物や家屋の倒壊、500人の死者および行方不明者、70万人の被災者を出した。その結果、大洪水の原因は、降雨にともなう土壌流出だけでなく、排水農業によって河川に流れ出た土砂が河川水位を押しあげたと考えられた。とくに排水区では、農地の浸水被害、輸送網の水没と途絶、堤防の臨時補強工事と農産物価格の低迷が重なり、住民の土地税滞納が目立ち始めた²⁰。

排水区の維持には、堤防の管理だけではなく、 水路の維持管理と汲水機の燃料費、これに加え て土地整備および耕作にかかる費用、さらには 関連施設の建設を要した。税収によって賄われ る排水区の運営は、排水費用、洪水対策、利払

²⁰⁾Report of the State Drainage Commission of Minnesota, 1915, p. 7.

²¹⁾ James M. Curry-Roper and Carol V. Rudie, "Hollandale: The Evolution of Dutch Farming Community" *Focus*, 1990, pp. 13-18.

²²⁾ Emma Erickson, "Swedish Immigration: Why They Came to Minnesota" *History*, 2014, pp. 8-12.
23)湿地に建設された入植地では、教会、学校、水道、住宅、農産物運搬用列車、水運網が整備され、イリノイ・セントラル鉄道会社の移住斡旋部は、中西部に比して開墾の優位性を積極的に宣伝した。E. P. Skene, *Railroad Lands for Sale Owned by the Yazoo Mississippi Valley Railroad Co.*, 1898, Chicago Illinois, p. 24.
24) Drainage District Organization and Finance, 1879-1937, Illinois Tax Commission in cooperation with Work Projects Administration, 1941, pp 13-31.

い費を含めると極めて苦しい状況におかれていた250。

大洪水の余波は被害の軽微であったミネソタ州にも波及した。連邦や州政府は水害の実地調査に基づき,復興支援費を計上して被災地域の復興支援に努めた。しかし,洪水被害の実態が公表されるにつれ,金融機関側は浸水リスクの高い低湿地と安全な高地(Upland)を差別して扱うようになった²⁶⁰。その結果,肥沃な土壌に恵まれた農地であったとしても河川水位よりも低い湿地であれば,金融機関は排水区への融資を見送り容赦なく債務の返済を求めた²⁷⁰。

その結果、排水地区の財政状況は厳しい状況におかれた。ミネソタ州法では排水改良債(Drainage Improvement Bond)の発行を認めていたが、大洪水と長期不況によって利払い停止となっていた。南ミネソタ地方の農業地帯10郡では、582万ドルの負債を抱え、土地税滞納の総額は319万ドルに達していた。税負担に加えて、自力での災害復興費用、農産物被害および地価下落、輸送網の途絶によってほぼ排水地区の財政状況は破綻寸前であった²⁸⁾。こうした厳しい状況は浸水被害にあった地域だけでなく、浸水被害の軽微であった地域であってもほぼ共通して起きていた。

停滞する排水農業に代わって台頭したのが、 1935年、農務省に創設された土壌保全局(Soil Conservation Service:以下、SCSと略記)であった。ミネソタの排水農業は、SCS主導のもと、1920年代に低迷しはじめ、1930年代に入ると実施されることなく、1950年代にはいって、小規模ながらようやく再開された。連邦議会で排水地区の救済関連法案が審議されるようになると、次第に、湿地での排水農業を規制する動きが主流となっていった。

SCSの保全事業は、土壌保全の父と呼ばれた ベネット (Hugh Bennett) の報告書『土壌流 出:国家的危機』(農務省刊行物第33号) を具 体化したものである。ベネット報告によると, 無計画な耕作は土壌流出による収穫の損失,排 水不良, 河川水位上昇, 洪水等を引き起こし, その結果, 耕作破棄地の増加とさらなる土壌劣 化という悪循環の原因となった。ミシシッピ川 に流れ込む土砂の量は年間4億2,871万トンと 推計され、支流を含めるとさらに洪水の危険度 は高まるとされた。また、この現象はミシシッ ピ川全流域の水源地帯だけでなく, 西部渇水地 帯でも同様に起きると指摘された。西部渇水地 帯では、貯水池依存の灌漑農業および放牧依存 体質が経済破綻と耕作破棄, 灌漑水路による土 壌劣化の原因となった290。ベネットは報告書の なかで洪水対策における土壌管理の有効性を提 起し、もっぱら陸軍工兵隊に委ねられていた治 水関連予算において、SCSの権限を確保するこ とに成功した30)。

こうした実績によってSCS初代局長に就任したベネットは、無思慮な耕作を繰り返し、新しい土地へ移住するというフロンティア時代の土地観念をきっぱり捨てなければならないと主張

 $^{^{25}}$ 排水後の地価はエーカーあたり75ドルであった。一方, 排水農業に要する耕作費は、当初は $15\sim25$ ドル程度であったが、最盛期をむかえると土塁や汲み上げポンプの設置 などによって $30\sim35$ ドルへと上昇し、1920年以降、洪水 の多発にともない、治水費用が加わると、100ドルを超えた。 $Illinois\ River,\ Ill.,\ 72nd\ Cong.,\ 1st\ sess.,\ 1931,\ H.$ Doc. 182, p. 48.

²⁶⁾Illinois River, Ill., p. 26.

²⁷⁾Committee on Irrigation and Reclamation, *Loans* for Relief of Drainage Districts, 71st Cong., 2nd Sess., 1930, pp. 70-73.

Loans for Relief of Drainage Districts, Hearings before the Committee on Irrigation and Reclamation,
 U. S. Government Printing Office: Washington,
 1930. pp. 49-54.

²⁹⁾Hugh Bennett, Soil Erosion: A National Menace, Circular, No. 33, Washington, GPO, 1928, pp. 10-17. ³⁰⁾1936年連邦治水法では、もっぱら陸軍工兵隊に割り振られていた洪水対策費について、航行可能な河川を工兵隊、降雨等の流れ込む流域を農務省の管轄とした。D. Harper Simms, The Soil Conservation Service, Praeger Library No. 23, 1970, pp. 19-20.

			1						
	1938年		1939年			1940年	1941年		
	区数	地区面積	区数	地区面積	区数	地区面積	区数	地区面積	
イリノイ			1	18,158	5	272,730	9	1,085,000	
インディアナ					5	5,558,555	12	1,109,000	
アイオワ					3	738,094	8	1,939,000	
ミネソタ	1	60,000	3	496,120	4	772,520	9	1,725,000	
ウィスコンシン			7	347,591	15	5,422,490	23	11,323,000	
ミシシッピ川上流域合計	1	60,000	11	861,869	32	12,764,389	61	17,181,000	
	1945年		1946年		1947年		1948年		
	区数	地区面積	区数	地区面積	区数	地区面積	区数	地区面積	
イリノイ	58	18,067,374	66	21,216,633	81	26,770,154	88	290,303,571	
インディアナ	22	3,798,256	30	6,129,712	36	7,793,985	40	9,168,170	
アイオワ	55	18,262,611	77	25,815,915	87	29,550,300	91	31,234,719	
ミネソタ	26	7,193,138	28	8,051,619	32	9,505,788	36	10,300,105	
ウィスコンシン	35	19,268,436	42	21,630,636	48	25,139,146	55	28,263,040	
ミシシッピ川上流域合計	196	66,589,815	243	82,844,515	284	98,759,373	310	369,269,605	

表3 土壌保全区の設立推移(面積:エーカー)

Annual Report of the Department of Agriculture, 1941, p.70, 1945, p.34, 1946, p.36, 1947, p.20, 1948, pp.4-5.

した。そのうえで、SCSの基本方針を「土壌と そこに拠る生命体を救うための新たな自然保護」 へと転換するため, 各郡に保全地区を設立し, 合理的で適切な土地利用計画を策定し実施する よう定めた310。保全地区の設立を定めた連邦法 (標準州土壤保全区設立法:Standard State Soil Conservation Districts Law) が発令さ れると、郡単位で保全地区の設立申請が認可さ れ、郡の保全地区はSCSから派遣された技術指 導員のもと、土地利用計画を導入していった。 表 3 によれば、ミシシッピ川上流域では1937年 にイリノイ州、インディアナ州、ミネソタ州、 ウィスコンシン州、1939年にアイオワ州が保全 地区の設立認可を下している。その数は1938年 以降増加しはじめ、1948年には310に達した。 なお、全米では、1940年に300、1945年に1,346、 1969年に3,017の保全地区が創設され、全米の 農地の97%をカバーするようになった。

こうした保全地区では、土壌管理なくして安定した農業生産を実現できないとの認識に立ち、土壌流出を未然に防ぐ保全型農業が積極的に導入されていった。SCSの年次報告書によれば、その任務の一つは農業調整法のもと、耕作地を原生林に転換することであり、もう一つは、土壌調査に基づき、保全、耕作、牧草、排水からなる包括的な土地利用計画の策定および導入に際して技術指導員を派遣することであった。前者は自然保護を志向するものであるが、後者は原生自然の開墾を促すものである。この点からすれば、SCS主導の保全型農業は、原生自然を開発する側面と保護する側面を有しており、その時々の農政や農家の意向に左右された。

南ミネソタ地方の農業地帯では、SCS主導の もと、州農業改良局および農業実験部が湿地開 墾に着手した。そのうちの一つウィノア郡保全 区では地質調査に基づき、1941年以降、保全型 農業が導入されたが、それは明らかに原生自然 の開発を優先するものであった。地元農家は、 緑地(耕作適格地)、黄地(牧草地)、青地(自 然保護地)に色分けされた土地利用計画書に基

³¹⁾ Roderic F. Nash, American Environmentalism, McGrow Hill, 1990 (来栖聡,藤川賢,川島耕司訳『アメリカの環境主義:環境思想の歴史的アンソロジー』同文館, 2004年) pp. 197-202. Report of the Chief of the Soil Conservation Service, 1935, pp. 1-3.

づき,政府より派遣された農業技術員の指導の もと,新たに原生林を開墾した⁸²⁾。

2 ミネソタの湿地救済運動の経緯

排水農業が再編されるなか、1951年にミネソタでは湿地救済基金が創設された。湿地救済基金には当初、連邦財源が充てられたが、次第に保守的な市民団体、環境保護団体、スポーツマンクラブ、狩猟愛好家から寄付金が充てられるようになった。さらに、1957年には州議会で湿地取得法が成立し、州内の狩猟免許税が基金に充てられるようになった。以下では、ドラー文書から自然救済基金の動向を把握し、ミネソタにおける自然保護の実態を掘り下げて検討していく。

(1) ドラー文書から見るミネソタの自然保護

ミネソタ州法は1894年の狩猟鳥獣法(Game Code)に基づき、野生動物を州の公有財産と規定し、許可なく狩猟することを禁じた。1911年に狩猟免許制度が導入されると、1913年には狩猟鳥獣保護区が定められ、州保有の公的管理地が拡がっていった。1929年にレッド湖鳥獣保護区が州議会によって承認されると、ミネソタの自然保護は本格的にスタートした。これにともない、新たにミネソタ州保全部(Minnesota Department of Conservation)が設立され、州知事によって委員が任命された330。

初期ミネソタの自然保護を担ったのが、州保全部の職員に就任したドラー (Richard Dorer) であった。ドラーは、1889年12月18日、オハイオ州ベルモント郡で生まれた。地元の高校を卒業後、彼はニューヨーク郊外の陸軍士官学校へ進み、第一次世界大戦に参戦した。ヨー

ロッパから帰還後、テキサスの石油産業や鉄道業、ミネソタの木材業に携わったが、森林管理に関心を抱いたドラーは、1930年にミネソタ州保全部に着任し、ミネアポリスの南東ミシシッピ川流域のホワイトウォーターを踏査した。そこで彼が目の当たりにしたのは、原生自然の荒廃と、風雨にさらされ無残な姿となった大地であった。

こうしてドラーは南ミネソタ地方での原生林保護に深く関与するようになり、アイザック・ウォルトン連盟と連携し、1963年には自身の名を冠したドラー記念樹森林公園(Richard Dorer Memorial Hardwood Forest)を設立した。この間の経緯については、ミネソタ州公文書館に所蔵されているドラー文書(1944年~1978年)から詳細を把握することができる。以下では、ドラー文書に収められた史資料を分類することで、湿地救済基金の概要をつかんでいく

表4によれば、ドラー文書における最初の史資料収録年は1944年である。実は、この年にドラー発案の植林事業が開始されている。そのため、同年に収録された9点の史資料は、ミネソタ州狩猟魚類局および保全部職員、医師のハーグレイブス(M. M. Hargraves)³⁴⁾、野鳥保護団体(Fur Fin & Feather Club)、アメリカ自然協会ネイチャー・マガジン誌の編集者、州保全部および記念樹事業、自然保護団体(North Shore Game & Fish Club)からドラー宛てに、植林事業に賛同する書簡である。

ドラーの構想は、ミネソタ州保全部の機関紙 『コンサベーション・ボランティア』 に収録された「提案:戦時プログラム」および「生ける

³²⁾Report of the Chief of the Soil Conservation Service, 1941, pp. 31-33.

³³⁾Minnesota Outdoor Recreation Resources Commission, Acquisition of Wildlife Land in Minnesota, State Capital, St. Paul, 1965, p. 1.

³⁰マルコム・ハーグレイブスは有名なメイヨークリニックの設立者であり、また、医師として膠原病のLE細胞現象を発見した世界的権威であった。彼はミネソタへの移住後、社会生活の改善運動を展開し、水質改善、州立公園設立、環境番組などの活動を展開した。Congressional Record、Senate、May 11, 1967, p. 6710.

年度	関連事項	書簡	新聞記事	議会資料	議事録	政府文書	論文/その他	合計
1944	記念樹「生ける記念碑」」	8				1		9
1949	原生自然の危機						1	1
1951	ミネソタ湿地救済基金設立						1	1
1953	原生自然保護	1						1
1954	アメリカニズムと自然再生	3	10		1	7		21
1955	湿地取得法案をめぐる攻防		6	2	5	7		20
1957	湿地取得法の成立	2	6	1		7	3	19
1958	アイザック・ウォルトン連盟との連携	3	5		1	1	1	11
1959	農務省との対立	3	1					4
1961	湿地法案の通過						1	1
1962	ナッシュアワード受賞、農務省批判	28						28
1966	記念樹森林公園の設立	1	1			1		3
1967	記念樹森林公園の設立	4			1			5

表 4 ドラー文書の目録

記念碑」に集約される。ドラーが提案した戦時プログラムとは、第二次世界大戦の勝利に向けて軍備拡張を目指すのではなく、帰還兵や退役軍人のため、戦時のうちから前もって植林事業を準備しておくことにある。植林事業は、帰還兵の社会復帰を支援する福祉政策の側面と、森林資源を次世代に遺す資源保全の側面を併せ持っていた350。

また、「生ける記念碑」においてドラーは、戦争の英霊や功績をたたえる巨大な碑文や銅像を建てるのではなく、記念樹植林によって尊い犠牲を祀るよう提案した。その意義は森林資源および肥沃な大地の維持管理とともに、人々に原生林でのレクリエーションを提供することであった³⁶⁰。ドラーの「生ける記念碑」の着想は、ミネソタ州中部のブレナー市立高校の課外授業で採択されたほか、ダルース市内の5つの教育機関で市の公園管理部、保全部、連邦森林局の協力のもと実施され、ミラカ市でも森林保護団体が郡政府とともに青少年を対象に植林活動を開催した。この活動を契機に、郡政府は固定資産税が未納になっている土地を没収し植林用地

にあてた³⁷。こうした植林事業の運営に要する費用は、ピットマン・ロバートソン法を根拠とした。この法律は、短銃、ライフル、弾薬に物品税を課し、その税収を狩猟免許数および土地面積に応じて各州に分配するように定めたものである³⁸。

しかし、原生林の復元は失敗に終わる。ドラーが1949年に執筆した論文「危機に直面する野生生物」によれば、植林活動にもかかわらず、ミネソタの広大な原生林のうち16万エーカーが排水、焼畑、放牧、伐採によって消滅していた。また、森林伐採後の土壌劣化により森林火災が発生し、丸裸になった原野では冬場、猛吹雪のなかで野生生物が逃げ場を失い大量死した³⁹。

そこで、ドラーは州政府に湿地を買い上げる計画を打診した 40 。表 4 に示したように、1953年から1958年にかけてドラー文書の史料数が急

Richard Dorer, "Proposed: A War-time Program"
 The Conservation Volunteers, Vol. 5, 1943, pp. 20-23.
 Richard Dorer, "Living Memorials This Time" The Conservation Volunteers, Vol. 7, 1944, pp. 1-5.

³⁷⁾Radio News of The Great Outdoors, Minnesota Department of Conservation, March 30, 1944.

^{38) 1937}年のピットマン・ロバートソン法において、1954年までにミネソタに配分された助成金は31万3,000ドルとなり、連邦補助金の受け入れにともない、州の議会諮問委員会は追加として、10万ドルの助成を決定した。 Official Conservation News Letter, Department of Conservation, July 28, 1954.

³⁹⁾Richard Dorer, "Wildlife Faces Crisis" *The Conservation Volunteers*, Vol. 7, 1949, pp. 35-36.

⁽⁰⁾ドラーは、危機に瀕した原生自然を救済し、公的に管理するように考え、ミネソタ州保全部の猟獣魚類課長のブレア(Frank D. Blair)、保全委員のウィルソン(Chester Wilson)とともに、湿地救済基金を創設した。

激に増加しているのは1951年のミネソタ湿地救 済基金 (Save Minnesota's Wetlands) 創設 から1957年の湿地取得法の成立にいたる経緯と 連動している。この間, ミネソタ湿地救済基金 の財源は、銃器保有税だけでなく、狩猟免許税 も充てられるようになった。その一方で、ドラー たち自然保護派は湿地を資源として活用したい 農業生産者と法案をめぐり鋭く対立した。その 史料数は、1954年で21点、1955年で20点、1957 年で19点, 1958年で11点となっている。その後, 史料数は大幅に低下し、1962年になると再び28 点に増えている。ドラー文書が再び増加した要 因は、1960年代の地価の上昇と排水農業の復活 によるものであった。

(2) ドラーの湿地救済思想と自然保護

ドラーの湿地救済構想の出発点は農務省に対 する批判にあった。広大で豊かな国土は,巨大 砂嵐や大干ばつ, 度重なる洪水被害, 世界大戦 にともなう緊急食料増産によって危機的な状況 に陥り、復元困難な状態に置かれていた。しか し、農務省は耕作地拡張を修正するどころか、 さらなる増産を計画していた。ドラーは,人間 の生活は生態系に組み込まれているがゆえに, 農務省の技術者が適切に管理できるものではな いと記し, 自然開発を否定した。そのうえで, 自然の法則を無視すれば、野鳥の個体数の減少 や良質な水源の喪失を招くと主張した41)。

とはいえ, 自然救済を人々に広く理解しても らうには多くの障害があった。とりわけ、湿地 を保有する農業生産者の理解を得ることは容易 なことではない。そこで、ドラーは、原生自然 の保全や保存ではなく, 救済という言葉を用い た。すなわち、ドラーは、自然中心の保存と人 間中心の保全という二元的なアプローチとは距 離を置き,原生自然を弱者と同じように救済の

対象と位置づけた40。このような観点から、自 然救済に替同することは、穀物の増産のように 経済的利益に直結しないが、人民の福祉、世界 最高水準の国土維持, 自由と幸福追求などの利 点につながると確信していた43)。

また、ドラーは救済思想を用いることで、誰 もが「自然の保護者たち」(Nature's Caretakers) と自認できるような運動を目指してい た40。すなわち、もっぱら税財源のみに依存す る自然保護ではなく, 寄付金や記念バッジの販 売等を通じて原生自然への愛着や敬意を育むよ うな救済活動が人々の間に広がることを期待し ていた。したがって,「自然の保護者たち」を 市民レベルで一つに統合することがドラーたち 自然保護活動家の使命とされた450。

こうした活動は、好戦的なスチュワードシッ プ (Militant Steward Ship) の理念のもと、 明確に攻撃対象を定めていた。もともと、環境 スチュワードシップは神から与えられた自然を 人間が守るという宗教性を有していたが、ドラー は農務省のような巨大権力に立ち向かい自然を 救い出すための闘争運動と位置づけた。「自然 とは貨幣で測ることはできないしものであり、 「ドル搾取者との闘い」(Fight the Exploiter's Dollars) こそが、スチュワードシップの使命 であった。ドル搾取者とは、農務省による巨額 の農業補助金と大規模農業排水を指していた460。

⁴¹⁾Dorer, "Save Minnesota's Wetlands" p. 3.

⁴²⁾ドラーはミネソタでは、医療分野への多額の寄付と同 様に、原生自然の救済への寄付も同様になされるべきと 記している。実際、ミネソタ州の人々は人類の救済に対 して,「赤十字社」や「ダイムの行進」をはじめ,心臓病, 癌, 小児麻痺の基金に1,000万ドルを寄付してきた。ドラー が「救済」に固執した所以である。Letter from R. Dorer to Frank Blair, January 12, 1954.

⁴³⁾Dorer, "Save Minnesota's Wetlands" p. 5.

⁴⁰⁾ミネソタの事例について、「自然の保護者」とその功績 が連邦議会議事録に掲載された。その多様な人材は、生 物学者のMalcolm Hargraves, 歯科医のClayton Rudd, 木材業者のT. B. Walker, 自然愛好家クラブ経営者の Glenn Rossなど様々な経歴を有していた。 Congressional Record, Senate, May 11, 1967, pp. 6710-6713. ⁴⁵⁾Letter from Dorer to Blair, May 12, 1953.

⁴⁶⁾Letter from R. Dorer to Frank Blair, January 12,

設立メンバーおよび所属		新規加盟団者氏名、組織名、所属					
		氏名不明	全米退役軍人会(American Legion)	軍関連団体			
		氏名不明	海外戦争退役協会(Veteran Foreign Wars)	軍関連団体			
リチャード・ドラー	州保全部	氏名不明	傷痍軍人会(Disable American Veterans)	軍関連団体			
リナヤート・トラー	州朱王部	氏名不明	ライオンズクラブ(Lions Club)	社会奉仕団体			
		Clayton Rudd 自然史協会(Natural History Society)		自然愛好家			
		Lewis Barret	ミネソタ鳥類学者連合(Minnesota Ornithologist Union)	自然愛好家			
ステファン・ブラッド		氏名不明	婦人有権者協会(League of Women Voters)	宗教関連団体			
ウルフ	アメリカ革命の娘たち	氏名不明	職業女性協会(Business and Professional Women)	宗教関連団体			
1,770		氏名不明	ミネソタ教員協会(Minnesota Education Association)	教職員組合			
	ミネソタ保全連盟	Dan Lucas	青年商工会議所(Junior Chamber of Commerce)	経済団体			
クリフ・サクリー		W. F. DeRosia	南ミネソタ保全協会(Southern Minnesota Consevation				
			Association)	資源保全団体			
		氏名不明	北西部保全協会(Northwestern Conservation Association)	資源保全団体			
		氏名不明	連合北部スポーツマン(United Northern Sportsman)	自然愛好家			
アル・ファームズ	アーチェリー協会	Nathan Haw	商工会議所(Chamber of Commerce)	経済団体			
/// // ДХ)) I) III I	氏名不明	ミネソタ弓狩人協会(Minnesota Bowhunter Association)	狩猟団体			
エド・モエン	ノースショア狩猟クラブ	L. J. Melrose	ミネソタ農業局連盟(Farm Bureau Federation)	農業団体			
±1 C±2	> >> = > 010M2 > >	Rob Jacobson	産業別組合(C.I.O.)	労働組合			
		George Laing	アイザック・ウォルトン連盟(Izaak Walton League)	自然保護団体			
トム・エバンズ		Howrad Comstock	狩猟動物保護連盟(Game Protectve League)	自然保護団体			
		N. C. Ellerson	農業協同組合(Farmers Union)	農業団体			
	野生生物管理研究所	James Kimball	野生生物協会(Wildlife Society)	自然保護団体			
		Jack Morris	未来の農業生産者協会(Future Farmers of Association)	農業団体			
		氏名不明	オーデュポン協会(Audupon Society)	自然保護団体			
		Marvin E. Smith	4 H クラブ(4 H-Club)	教育団体			

表 5 湿地救済基金の創設メンバーおよび新規加盟団体

"Save Minnesota Wetland" Committee, 1st Formal Meeting at Hopkins, Minnesota, January 15, 1955, Minutes of Special Meeting for Major Groups to Discuss Formation of Natural Resources Council, June 10, 1955.

ドラーはまず、スポーツクラブから組織的な 寄付を募り、農家によって自発的に破棄された 耕作地の買取り金に充てることで、自然愛好家 と農家の連携を図った⁴⁷。州保全部のウィルソ ンはスポーツクラブからの寄付金を湿地買い取 りのため合法的に受け入れ、運用する法的根拠 を提起し、基金の管理運営に携わった⁴⁸。州の 徴税執行委員のスパエス(Howard Spaeth) は、基金への大口寄付は税控除の対象になるこ とを新聞紙上で説明し、湿地救済基金への寄付 を募った⁴⁹。

3 ミネソタ湿地救済基金の拡大と限界

(1) 1950年代の自然保護運動の展開

湿地救済基金はいかなる形で展開していった

のか。表 5 は、湿地救済委員会の初代設立メンバーであるドラー、ブラッドウルフ、サクリー、ファームズ、モエン、エバンズの 6 名によって、組織の拡大が図られた経緯を示したものである。表 5 によると、ドラーはアメリカ在郷軍人会(American Legion)をはじめとする軍関連団体に接近し、同委員会への加入を実現させた。また、保守系組織「アメリカ革命の娘たち」(Daughters of the American Revolution)に所属するブラッドウルフは、宗教系とりわけプロテスタント系の団体に接触していた500。農業資源の保全を支持するサクリーやファームズは、経済産業団体や狩猟愛好家、また、モエンとエバンズは自然保護団体から賛同を得ることに成功している。こうしてみると、湿地救済の

⁴⁷⁾ "Sportsman Asked to Buy Wetlands" *Minneapolis Sunday Tribune*, January 1, 1954.

⁴⁸⁾ "Sportsman Asked to Buy Wetlands".

⁴⁹⁾ "Wetlands Donations Deductible" *Minneapolis Star*, February 10, 1955.

⁵⁰⁾湿地救済基金への拠出には「アメリカ革命の娘たち」 も名を連ねた点が報道された。"\$1,000,000 Wetlands Drive Launched" *Minneapolis Star*, December 23, 1954

発起人たちの経歴は、宗教、軍、農業、産業、 自然保護など多岐にわたっていた。

ドラーは、アメリカ在郷軍人会を通じて湿地 救済基金への参加を愛国的行為として掲げた。 実際、彼は正規兵として第一次世界大戦に参戦 し、帰還後に在郷軍人会の会員となった⁵¹⁾。ド ラーにとって、豊かな国土を巨大農業資本や官 僚機構から守ることこそが、愛国心の発揚につ ながり、「圧倒的な金融権力を凌駕し、国の未 来の福祉を確固たるものにするために、宗教的 かつ愛国的なプログラムを実施すること」であっ た⁵²⁾。

ドラーたちの要請を受け、在郷軍人会が加入を決めた背景は、豊かな国土と「強いアメリカ」を将来に遺すという目的ゆえであった。在郷軍人会は、農務省の食糧増産政策や海外食料支援を批判し、「国家にとって最も貴重な資源である人民、水、土壌」を犠牲にしているという認識で一致していた。すなわち、「農務省の政策は税によって土壌を荒廃させ…中略…健康的な生活の機会、国民の生活水準を高める野外レクリエーション、健全な労働時間、公正な賃金を損なう」との決議を内外にむけて発した。在郷軍人会は国家の将来をかけて農務省と対決していく姿勢を打ち出した550。

また、政治的に強大な影響力をもつ保守系団体の全米ライフル協会(National Rifle Association)もまた湿地救済基金に賛同した⁵⁴⁾。全米ライフル協会にとって、自然救済とは、アメリカ的な伝統である「自主独立の精神」や「頑

強さ」を培うものであった。そこで、全米ライフル協会はミネソタ州保全部と連携し、2,000名のボランティア指導員を集め州内2万人の若者に対し銃講習会を開催し、射撃技術の資格証明書を発行するとともに、野生生物の生息地となる原生林の保護を説いた⁵⁵⁾。1955年に「青年銃器安全訓練法」(Youth Firearms Safety Training Law)が州議会を通過すると、狩猟に要する実地訓練に加えて、狩猟対象となる野生生物の生息地の管理に関する講習会も併せて開講された⁵⁶⁾。こうした活動の意義は、狩猟時の射撃技術の向上、原生林の知識、自然と対峙する頑強さを通じて、自然への愛着や敬意を促すことにあった⁵⁷⁾。

このように、ドラーの湿地救済基金は保守的 な側面を有していた。ミネソタ州保全委員会も また,「湿地救済が自然に対する人間の責務と ともに、世紀転換期以降に展開してきたアメリ カニズムの高揚にとって最も価値ある一歩であ る」との認識を示した580。実際,ドラーは次世 代への教育活動として, 公共教育機関でのアメ リカニズム教育にも力を注いだ。『アメリカニ ズム教育委員会報告』によれば、講義シラバス は、退役軍人を講師に招き、コロンブスの新大 陸発見から植民地時代に始まり、そして独立か ら南北戦争, 建国の父たちの功績, 星条旗をテー マに、アメリカの国土を守る愛国心と自然保護 の重要性を啓発する内容となっていた590。ドラー の愛国的な自然保護教育は地方紙にも取り上げ られ,「ドラーは自然救済事業を創設し,善き シティズンシップを普及させた人物である。い

⁵¹⁾ドラーは基金設立当初の会合場所を在郷軍人会の建物で開催した。その後、基金の拡大にともない、カフェやホールで開催されるようになっていった。

 $^{^{52)}}Letter\ from\ R.\ Dorer\ to\ Frank\ Blair,$ January 12, 1954.

⁵³⁾ John L. Corcoran and F. W. Ames, Resolution, Save Minnesota's Wetlands, Fifth District American Region Department of Minnesota, May 5, 1954.

⁵⁶⁾ドラーは州各所で定期的にグループの代表を招いた会合を開催した。"Meeting to Boost Wetlands Drive", *Minneapolis Morning Tribune*, December 18, 1954.

⁵⁵⁾ Official Conservation News Letter, Department of Conservation, July 3, 1955.

⁵⁶⁾ Official Conservation News Letter, February 6, 1957.

⁵⁷⁾Reports of the Department Officers and Standing Committee Chairman, The American Region, St. Paul, Minnesota, 1955-56, p. 34.

 $^{^{58)}}Conservation\ Committee\ Report,\ July\ 1955,\ pp.\ 25-26.$

 $^{^{59)}\}mathrm{Richard}$ Dorer, Americanism Report, 1968, pp. 1-5.

まや彼の言葉は、ミネソタの自然保護を通じて、アメリカニズムと愛国心、強きアメリカを存続させる必要性を説いている」と報じられた⁶⁰⁰。 少なくともミネソタでは、自然保護はリベラルな環境主義ではなく、保守的な救済事業として流布し認識されていた。

その一方で、ドラーは、自然保護団体のアイ ザック・ウォルトン連盟との協調を重視してい た。ウォルトン連盟の参加は、より組織的な自 然保護運動へと発展した。すなわち, 自然保護 団体は大量の汚染水の問題、アウトドア・レジャー 施設の不足問題を取り上げ、野鳥や魚の生息地 を破壊するような巨大資本(食品加工業、食品 梱包業,石油精製業)を批判した(1)。こうした 活動は、「アメリカを清潔にしよう」をスロー ガンに、企業に対して社会的責任を迫るもので あった。たとえば、この清潔運動によって、バ スト麦酒会社の社長パールスタイン (H. Perlstein) は、空き缶の回収や水質浄化に業 界全体で取り組まざるをえなくなった620。この ことは、自然保護派の影響力が高まると、産業 界にとっては環境への負荷に対して, 責任と費 用が発生することを意味した。

また、ミネソタの人々の理解を得るための方法として積極的にメディアが活用された。ドラーの湿地救済基金は、地方新聞社編集長フラネイ(Edward M. Franey)の協力を得て、地元メディアを通じて報じられた 60 。なぜなら、買い

上げられた湿地の場所や規模については、一部のスポーツクラブや保全委員のみが知るにとどまり、基金寄付者への情報公開は甚だ不十分であったためである 64)。そこで、フラネイはケーブルTVのスポーツ専用チャンネル(Sportsman's Roundtable TV Programs) 65)、およびミネソタの有力地方テレビ局WTCN(WTwin Cities Newspapers)のアウトドア番組を企画し、寄付金の募集や自然保護をうったえる番組を放送した 66)。

しかし, 湿地救済基金への支持拡大は組織内 部の分裂を引き起こした。湿地救済基金は急激 に拡張されたがゆえに, 内部においても確執の 火種がくすぶり始めた。それは、取得された湿 地の運営問題となってあらわれた。まず問題と なったのは, 運営執行部の発言権である。大規 模な自然保護団体の参入によって,組織内部で は小規模団体の代表が委員会の要職から排除さ れるという問題が生じていた。いわば、全米規 模の組織関係者が湿地救済委員会の要職を独占 した。たとえば、アイザック・ウォルトン連盟 のような大規模組織に所属するレイング (Laing) やマットソン (Leroy Matson) は, それぞれ議長と書記長に任命された。一方,小 規模保全団体に所属するサクリーは, 基金創設 者の一人であったが、ウォルトン連盟の影響力 を前に発言力の小ささを実感していた。このた め、後にサクリーは農務省側につき、ドラーた ち救済委員会と袂を分かつことになった(67)。実 際、経済産業団体は基金の管理運営の主導権を 一部の自然保護団体に委ねることに強く反発し, 湿地救済を民主的決定にゆだねるよう主張し

⁶⁰⁾ "At 77, He Still Preaches Conservation to Kids" Minneapolis Tribune, April 5, 1967.

⁶¹⁾ Minnesota Department of Health, Summary of Discussion, Water Pollution Control in Minnesota, September 7, 1955.

⁶²⁾ Letter from Perlstein to Dorer, December 18, 1953. フラネイ(1899-1988)はミネソタ大学卒業後,出版業界でキャリアを重ね、その後、ミネアポリス・トリビューン紙の編集長を務めた。また、アイザック・ウォルトン連盟の機関誌編集もつとめ、環境問題、野生生物保護、湿地再生について幅広い活動を展開した。保全諮問委員会に就任すると、ドラーの盟友としてミネソタ湿地救済運動に参加し、60年代には、州の名士および退役軍人を顕彰する「記念樹森林公園」(Memorial Hardwood Forest)設立に深く関与した。

⁶⁴⁾ "Public Access is Important" *Minneapolis Morning Tribune*, December 22, 1955.

 ⁶⁵⁾ Letter from Franey to Kinball, December 1, 1955.
 66) Letter from Franey to Charles Horn, February 18, 1957.

⁶⁷⁾ Minutes of Special Meeting for Major Groups, 1955, pp. 2-3.

た®。すなわち、湿地救済基金に税を投じている以上、一部の自然愛好家の主張のみを反映することは公正さを欠くとされた®。

もう一つの組織内部の対立は、保護地区への 立ち入りをめぐる是非であった。ドラーやウォ ルトン連盟は原生自然を救済の対象とし, 壊滅 的な危機に瀕した湿地を救うだけでなく, 人々 の立ち入りを制限ないし排除しようとした。立 ち入り規制派は、無制限に立ち入りを認めてし まうと、レジャー・宿泊施設や自然観察路の建 設など営利組織の介入を許してしまい, 自然救 済本来の意義を失ってしまうことを危惧した。 これに対して,規制反対派は,自然救済を担う 一般市民からも寄付金を募っている以上、公有 財産である原生林への立ち入りを規制すべきで はないと主張した。公的に取得された湿地は法 的には公有財産に位置付けられるため、都市の 納税者はレクリエーションや狩猟を自由に行え るものと認識していた。たとえば、セントポー ル市民の多くは、 ワシントン郡のターナー湖で の水浴びや釣船遊びを余暇の一環として楽しん できた。しかし、ターナー湖の開発にともない 湖畔一帯が公的保護地区に認定されると, 市民 のアクセスが制限された。これ以外にも州の保 全部には、公的保有により狩猟愛好家から多く の不満が寄せられるようになった。実際、保護 区内での無許可および違法な狩猟行為を理由に, 1953年の逮捕者は229名にのぼり、州森林監視 員によって課された罰金総額は3,940ドルに達 した。翌1954年にも248名の逮捕者を出した。 結果的に湿地の買取りが進むにつれて,一般の

狩猟者から不満の声が増えていった700。

こうした一般市民からの不満に対して、自然保護区をめぐる意見の相違も次第に明確になっていった。それまでは湿地救済委員会が、どの湿地を保護対象にすべきか選定してきたが、メンバーからは、委員会を救済地決定の場ではなく、各利害団体の調停役に徹するべきとの声が寄せられた。さらに、湿地購入にともなう不満に対して、一般市民への啓発活動にも資金や人材を投じるべきであるとの意見が出された。こうした組織改革を求める声は、ドラーやウォルトン連盟からすれば、湿地救済基金の基本方針とは異なるものであった710。

(2) ミネソタ州湿地取得法の問題点

順調に見えたかに思えた湿地救済であったが、 さらなる湿地取得を目的に、湿地取得法案が提 出されると、自然保護派と州議会の対立が激化 した。まずは、ドラーたちが直面した政治上の 対立について明らかにしていく。

1957年12月末、州議会では狩猟免許者への課税収入を湿地救済基金に組み込む湿地取得法(Wetlands Acquisition Act)が成立した。同法によって、湿地救済委員会は毎年40万ドルもの財政支援をうけるようになった。狩猟免許税は年間、州内居住世帯2ドル75セント、個人の非居住者5ドル25セント、非居住世帯8ドル25セントと定められた。さらに、ガソリン税のうち、50万ドルを州立公園の整備費、水質管理、狩猟地の整備に投じる法案が州議会で成立した720。

だが、湿地取得法案をめぐっては、ミネソタ

⁶⁸ Jack Conner, "Horn Blasts Plan for Sportsmen to Buy Up State Duck Marshes" *Minneapolis Sunday Tribune*, 1954, Jan, 31.

⁶⁰⁾州憲法修正を通じて湿地の公共的管理を実施する提案 については、レディン(Wendell Ledin)上院州議会議 員が民主的管理の観点から反対の意を表明した。"Wilson Hits Game Fund Bill", *Minneapolis Star*, February 5, 1954.

⁷⁰⁾ Official Conservation News Letter, July 21, 1954, August 3, 1955, Jim Peterson, "Cullum's Colum" Minneapolis Tribune, December 22, 1955.

 $^{^{71)}}Meeting\ at\ Buckhorn\ Café,\ Long\ Lake,\ December\ 17,\ 1955.$

⁷²⁾ "Wetland Bill Passed" South Wind, Izaak Walton League, Vol. VII, No 5, 1961.

州下院狩猟魚類委員会議長のバスフォード (Harry Bassford) 議員、ミネソタ州緊急保 全委員会 (Minnesota Emergency Conservation Committee) 議長のホーン (Charles L. Horn) や同委員会のカーパンガー (O. L. Kaupanger) を中心とする湿地救済反対派が 法案の無効化を虎視眈々と狙っていた。

ホーン議長は、自然保護派を批判し、資源保全の重要性をうったえた。ホーンによれば、湿地管理の目的は、水鳥の生息地を保護することではなく、水資源を確保することにあった。なぜなら、野生生物の保護を目的に湿地を買い取ってしまうと、耕作地拡大、農業および工業用排水、工場立地が制限されるためであった⁷³⁾。無制限な自然保護はかえって合理的な資源利用を制約してしまうのではないか。これこそがホーンをはじめ、湿地救済に対する産業界の反対理由であった⁷⁴⁾。また、バスフォード議長は当初、野生生物保護の立場であったが、その後、耕作地からの税収不足を指摘されると、あっさりと反対派に回ってしまった⁷⁵⁾。

実際、救済対象の湿地は南ミネソタ地方の農業地帯に集中しており、農業の停滞は都市住民の余暇や生活環境改善の犠牲になっているとの見解は説得力をもった。このため、修正法案では「排水の危機に瀕した湿地」の文言が条文から削除された¹⁶⁰。ホーンたちは、湿地救済の決定権を自然保護派から引き離し、地権者の過半数が排水農業に合意した場合、州保全部が湿地を取得できなくするよう変更をせまった⁷⁷⁰。要

するに、法案修正の目的は湿地開墾と救済をめ ぐる決定権を地権者に委ねることにあった。

カーパンガー議員は、一部の熱心な自然愛好家の寄付行為が州全体の資源管理政策を決定することに難色を示した。ミネソタ大学マンソン教授(Phil Manson)は湿地救済基金が正式に認可された排水事業を制約している点を指摘した⁷⁸⁾。湿地取得法の成立後も反対勢力は、鳥獣の個体数調査に基づき、排水路建設の認可を下せるように働きかけ、「保護地区内の51%の地権者の合意をえた場合、州保全部が排水農業計画への干渉ないし遅延を一切禁止する法案」を通過させた⁷⁹⁾。

その背景には、農業関係者の要請があった点に留意しなければならない。ミネアポリスの有力紙『サンデー・トリビューン』には、「農業関係者たちは、排水農業によって危機に瀕した水源と土地を目の当たりにしているため、無思慮な排水農業を望んではいない…中略…州の湿地取得法があらゆる再生可能資源を保全するのであれば、強く同法を支持する」と記された⁸⁰⁰。農業関係者は豊かな土壌を維持する限りで法案を支持したのであり、野生生物保護を支持したわけではなかった。

実際、ホーンは、保護区内での排水農業を支持する州議会議員の票を取りまとめ、州保全部に対抗した。ホーンの戦略は、湿地が公的保有財産になると即座に、保護区内で農地排水計画を認可することにあった。州保全部が湿地を取得すると、その2週間後、緊急保全委員会は法律に基づき、公的保有の湿地に直系12インチの排水管敷設を承認した。これは、農務省SCS指揮下の排水計画を是が非でも実施に移そうとするホーンの強引な政治手腕によるところが大き

⁷³⁾ "Horn Lashes Out at Wetlands Tax" *Minneapolis Star*, March, 1957.

⁷⁴⁾ホーンはドラー宛ての書簡においても湿地買い上げを 「愚かな行為」であると伝えている。*Letter form Horn to Dorer*, August 21, 1954.

 $^{^{75)}}$ "Legislature Eyes Wetlands \$1 Fee" $\it Minneapolis$ $\it Star,$ March, 1957.

 $^{^{76)}}$ "Wetlands Aim: Happy Farmers" $Minneapolis\ Star$ May 9. 1957.

⁷⁷⁾ Journal of the House, April 11, 1957, pp. 24-25.

⁷⁸⁾ "Wilson Hits Out at Wetlands Foes" *Minneapolis Tribune*, February 14, 1957.

⁷⁹⁾Grand Rapids Herald Review, n.d., 1957.

⁸⁰⁾ "Kaupanger Lashes at Wetlands Program" *Minneapolis Sunday Tribune*, August 17, 1958.

かったが、農業生産者の多くは連邦の補助金を 利用しながら収穫量の増大を望んでいた⁸¹⁾。

(3) 1960年代の排水農業の復活

まネソタ州では、1960年代にはいると排水農業が復活した。その背景として第1に、農務省によって導入された「代替地利用計画」(Alternative Land Use Program)である。この農業政策は遊休地を抱えた農家が土地を狩猟地へと転換した場合、追加補償が支払われるものであった。同計画を申請した農家は生産性の低い土地を狩猟地に転換し、補助金でもって新たに排水農業へ資金を投じられるようになった。このため、一見すると耕作地の増減に変動がないようにみえるが、別の湿地で新たに排水農業が導入されていった800。

第2に、ミネソタの地価の上昇である。ミネ ソタの農地は排水農業の復活とともに1960年代 に入ると再び高騰しはじめた。ゴールドスタイ ン報告『中西部における湿地の競争力』による と、南ミネソタ地方の農業地帯では、農務省S CSの支援を得て、13の排水計画が実施された。 これらの排水計画について, ゴールドスタイン は、排水管敷設に要する費用を1エーカーあた り123~228ドルと算定したうえで、ひとたび排 水管を敷設すれば20年から50年間、湿地での耕 作が可能であると指摘した。さらに豊かな土壌 ゆえに,生産性は極めて高いと評価された830。 その結果,表6に示したように,1964年から 1976年にかけてミネソタの農地価格は200ドル から856ドルへ4倍程度上昇し、州の湿地買取 り価格もまた、20ドルから237ドルと11倍を超 えた。

ミネソタでの急激な地価上昇が、湿地の買取りの障害になっていた。1964年の段階で湿地救済基金をつうじて取得された湿地は、11万2,000ェーカーであり、当初目標にしていた20万5,000ェーカーの半分程度にすぎなかった。ミネソタ州アウトドア・レクリエーション資源委員会は、報告書において農務省SCS指導のもと作付け転換にともない排水農業の復活に懸念を示した。とりわけ、高い肥沃度をもつ南ミネソタ地方の湿地では、集中的に排水の危機に直面していた。その結果、35万ヵ所の水源(Potholes)が枯渇し、水鳥の生息地が消滅した 80 。

排水農業の復活に対して、ドラーは州内での活動に限界を感じ、さらに活動の場を連邦政府や連邦議会へと拡大していった。1962年のドラー文書に収録された史資料の多くは、連邦政府および連邦議員、ケネディ大統領、大統領補佐官に宛てられた。ドラーは州保全部を辞し、アイザック・ウォルトン連盟ミネソタ支部長に就任すると、アメリカ農政最大の行政組織である農務省を攻撃対象に定め、連邦政府の介入を排除し湿地救済を訴えた。

ドラーの抗議は、まず農務長官のベンソン (Ezra Taft Benson) 宛ての抗議文に示されている。ドラーによると、SCS指揮のもと、広大な湿地を耕作地へと転換した結果、ミネソタだけでも 3 万2,000 $_{3}$ 所,総面積300万 $_{2}$ エーカーにおよぶ水源、湿地、湖沼が消滅した。これに加えて、農業技術者や政治家や産業界によって実施された私有地の開墾を含めると、20年間で400万 $_{2}$ エーカーの湿地および原生林が消滅した。ドラーは州買取りの保護地周辺で排水農業を継続する正当な理由を農務長官に問いただした 55 。

同様の批判はアイザック・ウォルトン連盟か

 $^{^{\}rm 81)}$ "Horn Lashes Out at Wetlands Tax" $\it Minneapolis$ $\it Star.$

 ⁸²Letter from Dorer to Anderson, February 20, 1962.
 ⁸³John H. Goldstein, Competition for Wetlands in Midwest: An Economic Analysis, Resources for the Future Press, 1971, pp. 10-44.

⁸⁴⁰Minnesota Outdoor Recreation Resources Commission, Acquisition of Wildlife Land in Minnesota, State Capitol, St Paul, 1965, pp. 5, 22, 41.

⁸⁵⁾Letter from Dorer to Ezra Taft Benson, July 15, 1959.

らも発せられた。有力地方紙『ミネアポリス・トリビューン』は、「ウォルトン連盟は州保有の自然保護区が連邦の農業補助金によって危機に瀕していると警鐘を鳴らし…中略…農務長官ベンソンに対して、州保有の自然保護地区周辺のすべての事業計画および補助金を停止するよう要請した」と報じた。そのうえで、「買取られた自然保護区のなかで連邦の排水農業計画が実施された場合、排水にともなう湿地損失分の負担を請求する」という対抗措置を発表した⁸⁶⁰。ウォルトン連盟の主張は、自然開発の代償として、生態系への影響を緩和するように義務付けたミティゲーションを先取りしていた。

こうした抗議に対して農務省側は以下の書簡 をだしている。すなわち、SCS専属技師はドラー に充てた書簡のなかで,「貴殿たちは明らかに 我々のプログラムに対して誤解をしています。 私は湿地救済プログラムについて熟知しており ますし、また、心から支持しております。しか し、私はいささか困惑しています。それは農業 関係者が湿地を取得した後、SCSの差し金によっ て不当に高値を付けているとの指摘でございま す。ところが、SCSは土地の買い上げに関与し ておりませんし、地価を決定しておりません。 それどころか, 我々の方針は, 排水の技術支援 だけでなく、耕作以外にも、農家に水鳥の生息 地の望ましい利用法を指導することにあるので す」と記した。さらに、農務省は州法のもと保 護区内での排水事業が認められている点を指摘 し、合法的にミネソタでの活動を行っていると 主張した87)。

これに対して、ドラーは、自然保護派のアンダーソン(Clinton P. Anderson)連邦上院議員、ハンフリー(Hubert H. Hunphrey)連

ドラーのロビー活動は、1962年の土壌保全および国内割当法改正(Soil Conservation and Domestic Allotment Act, As Amended)へと結実した。同法はマメ科植物や牧草への作付け転換による生産調整を目的にしていたが、改正後は作付け転換の認可の際、内務省の魚類野生生物局の自然保護計画に支障をきたさないように定められた。この点からすれば、法改正は、野生生物保護の観点から排水農業を規制したことになる。

しかし、続く条項は、排水農業を未然に防ぐように定めてはいなかった。排水路建設の申請が野鳥保護計画に抵触した場合、魚類野生生物局がとりうる手段は、90日以内に異議を申し立て、12ヵ月以内に土地所有者から地役権を認めてもらうか、あるいは直に私有地を購入するか、どちらかの選択を迫られた。土地所有者が農業生産者であれば、農地価格の高騰にともない土地や地役権の取得は困難になった⁸⁰。

このため、ドラーは、新たに記念樹森林公園 (Memorial Hardwood Forest) の設立に動き 出した。1960年、州議会では記念樹森林公園設 立法案が審議されたものの、否決された状態に

邦上院議員、クイエ(Albert H. Quie)同州 選出下院議員で農業委員の政治ネットワークを 活用し、ケネディ政権の自然保護法案に影響力 を行使しようとした。ハンフリーはドラーあて に「大統領は自然保護に関心を持っており、人 間、水資源、土地の浪費を終わらせる意向です。 このプログラムは豊かで実りある国土が我が国 の根本的な資源であることを強く強調していま す」と記し、自然保護の進展に期待を持たせ た8%。

^{86) &}quot;Waltons Appeal to Benson" Minneapolis Sunday Tribune, August 2, 1959.

⁸⁷⁾Letter from D. A. William to Dorer, August 11, 1959.

⁸⁸⁾ Letter from Humphrey to Dorer, February 27, 1962, Letter from Quie to Dorer, March 2, 1962.

⁸⁹ Public Law (87-732) To Amend the Soil Conservation and Domestic Allotment Act as Amended, to Add a New Section 16A, H. R. 8520,1962. Prince, Wetlands of American Midwest, p. 294.

あった。法案を廃案に追い込んだミネソタ州上院公有地委員会は、原生自然への市民の立ち入りを制限するような公園設立を批判した。このため、法案破棄以降、アイザック・ウォルトン連盟が私的な寄付を募り、公園予定地を買収していた 50)。それでも1963年、州議会では自然資源およびレクリエーション一括法(Omnibus Natural Resources and Recreation Act)が通過した。同法の成立によって、新たに追加のタバコ税(一箱あたり1セント)を課すことによって、毎年30万ドルの財政資金が公園用地の買取りにあてられた。同法は1965年7月末をもって失効したが、州議会は20万ドルに減額のうえ、1967年7月末までの期限延長を承認した 51)。

その要因はミネアポリス, セントポール両市 の人口増加にともない,都市近郊に州立公園を 建設し、広大な自然でのドライブ、ピクニック、 キャンプ、ハイキング、カヌー、狩猟、釣りな ど,都市住民の生活,水質,空気を改善するた めであった。また、道路の整備と自動車の普及 にともない、ミネソタへの観光客が増加し、ホ テルなどの宿泊施設, リゾート施設, 自然体験 ツアー, 野営宿舎への需要が高まった。その結 果,州政府は大自然での商業的な娯楽施設供給 と原生自然保全管理の両方に配慮しなければな らなくなった。こうして自然資源およびレクリ エーション一括法の目的は60万エーカーの州立 公園内の敷地のうち、30%を植林地区の整備、 10%を保護地区の管理, 20%を除伐, 20%を宿 泊娯楽施設, 5%をSCS指揮下の土壌保全地区, その他15%に区分けし、多目的な自然保護区へ と再編することにあったっこ。このことは自然公 園の財政資金の見返りに、SCSや商業施設を受 入れることを意味しており、自然保護派に大幅 な譲歩を迫るものであった。

表 6 ミネソタの農地および州有地価格の推移

年	農地価格(ドル)	州有地価格(ドル)
1964	200	20
1967	262	38
1968	286	28
1969	308	32
1970	317	78
1971	333	60
1972	370	90
1973	433	110
1974	576	140
1975	674	190
1976	856	237

A Plan for Land Acquisition, Department of Natural Resources, Minnesota, 1979, p.35.

では、ミネソタの湿地救済はアメリカの自然 保護運動に何ら影響をおよぼさなかったのであ ろうか。たしかに、ドラーの活動は農業利害の 介入によって骨抜きにされた。だが、南ミネソ タ地方の農業地帯では、ドラーの湿地救済以降, 湿地を保護しようとする動きが根付き始めた。 ミネソタでは,一連の活動を契機に農地転換や 湿地復元に対して、政府補助金や寄付制度が次々 と創設されていった。陸軍工兵隊と州政府の合 同調査によれば、諸々の自然保護政策において、 ミネソタの排水農業は農業補助金制度と「湿地 管理の感情的な争点」(Emotional Issue of Wetland Management) に左右されたという。 前者の場合は農産物価格の変動から農地転換と 耕作地拡大のどちらかを選択するものであり, これに対して,後者の場合は自然保護への使命 (Stewardship) をたずさえ、農産物市場や経 済的利益の如何にかかわらず、原生自然の復元 を優先した930。この点について、さらに詳細な

⁹⁰⁾ "Forest Fund Blocked" South Wind, Vol. VII, No. 5, 1961, pp. 1-4.

⁹¹⁾ Memorial Hardwood Forest: Study Report and Plan for Development, Minnesota Department of Conservation, 1966, pp. 48-49.

⁹²⁾Memorial Hardwood Forest, pp. 8-12.

⁹³⁾ Economics of Wetlands Drainage in Agricultural Minnesota, U. S. Army Corp of Engineers in Corporation with Minnesota Water Planning Board, April 1981, pp. 50-53.

検討を要するものの、ドラーの自然救済観はミネソタの農業地帯にある程度定着し、農業専門 家のあいだで認識されるようになっていた。

また、一連の運動は大規模な自然保護団体において、自然救済の全国的運動の起点になったのであり、その政治的求心力の観点からすると、無視できない存在であった。具体的には、ミネソタの湿地救済基金は全米最大の自然保護団体である全米野生生物連盟(National Wildlife Federation)に採択され「アメリカの湿地を救え」をスローガンに、水鳥生息地買上げ運動の原点となった。NWFによれば、「われわれは湿地を再生するミネアポリスの計画を知るにいたって、野生生物週間までに国家的計画を立ち上げる」と宣言したほどである。ドラーの活動は湿地を原生自然として保護していこうとする全国的運動の発端となった。

おわりに

本稿では、ミネソタ湿地救済基金を事例に、 排水農業の動向から自然保護運動の台頭と展開 について考察してきた。排水農業の発展は、先 行研究で指摘されてきたように、(1) 経済的要 因(輸送手段の整備、地価、農産物価格)、(2) 地理的条件(マラリアの克服、余剰水の排水)、 (3) 法制度の整備(各州の排水法)によるもの であった。

これに対して、1930年代以降の排水農業は、深刻な不況(地価および農産物価格の下落)や自然災害(ミシシッピ川大洪水、土壌流出、原生林・水源枯渇)にもかかわらず、農務省SCS主導のもとで再編された。南ミネソタ地方の農業地帯でも、フロンティア時代のような土地開

以上の経緯を踏まえて、本稿では、ミネソタ 州公文書館所蔵のドラー文書の史資料を解析し、 1950年代の排水農業の低迷期と1960年代の発展 期、双方の時期において湿地救済基金の動向を 考察した。

湿地救済基金は野生生物の生息地を保護する ことに重点を置くものであり、それまでの保存 と保全とは異なる観点から実施された。その取 り組みの意義は第1に、環境史における二元論 アプローチ (保存と保全) とは異なる視点から 自然保護を推し進めた点にあった。すなわち, 巨大農業資本から豊かな国土を守る人間中心的 な側面をもちつつも、湿地への立ち入りを制限 する自然中心的な側面を持つ点で,極めて特異 な事例である。第2に、愛国的な救済構想は、 退役軍人, 宗教右派, 保守系団体をひきつけた 点である。この点で言えば,湿地救済基金の特 徴は、リベラルな環境主義だけなく、保守的な 側面を有していたといえる。第3に、ミネソタ の取り組みが全国的な運動へと展開した点であ る。本稿ではドラー文書の史資料をたよりに, 湿地救済の意義と実態を裏付けてきた物。

その一方で、ドラーの尽力によって多様な利害をいったんは統合したものの、組織の拡大と財源基盤の強化は内部分裂の要因となった。ここに湿地救済構想の限界を見て取ることができる。だが、ミネソタ湿地救済基金は、一部の専

墾は否定されたものの、土壌管理をともなう保全型農業が導入されていった。SCSは土壌流出を未然に防ぐとともに、戦時期の食糧増産に対応すべく、農業計画を策定していった。その結果、南ミネソタ地方では原生林が伐採され、野生生物が死滅する問題が生じた。

⁹⁴⁾ Official Conservation News Letter, Department of Conservation, August 18, 1954. ミネソタ湿地救済基金がNWFの「Save American's Wetlands」の着想になっている事実は1954年8月18日付の『ミネアポリス・スター紙』に掲載された。"Save Wetlands' Program Will Go National" Minneapolis Star, August 18, 1954.

⁹⁵⁾自然保護運動において、ナショナリズムや愛国心との結びつきが指摘されているのは国立公園の設立である。それは雄大な自然の景観への誇りや愛着を起源とし、イエローストーンやヨセミテといった国立公園の創設に象徴された。小塩和人『アメリカ環境史』上智大学出版、2014年、177-179、221-222ページ。

門家や自然愛好家だけでなく、戦後台頭した中間層を取り込み、自然保護への合意形成に成功しただけでなく、さらに全米野生生物連盟に象徴されるように全米規模な運動の原動力となった。これ以降、アイザック・ウォルトン連盟は、ドラーとともに反農務省の急先鋒として、湿地消失にともなう生態機能の回復をうったえた。その結果、1958年の野生生物調整法、1972年の水質浄化法、1988年にはノーネットロスが導入されると、湿地の復元事業は全米規模でさらに拡大されていった。60。

なお、本稿では、ミネソタの事例が連邦の湿地保護法や自然保護団体に少なからず影響を及ぼした点について史資料から裏付けることができたが、これ以降、全米規模での湿地救済運動について考察していない。残念ながら、この点はドラー文書に収録されている史資料の域を超えている。この点については稿を改め、さらに掘り下げて検討していきたい。

⁹⁶⁾ノーネットロスとは、開発によって消失した湿地を質、 量ともに自然復元で代償することである。Wetlands Action Plan: EPA's Short Term Agenda in Response to Recommendation of National Wetlands Forum, 1989.